

事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領

いわき市保健福祉部障がい福祉課

1 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所及び地域生活支援事業を実施する事業所並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所及び指定相談支援事業所（以下、「事業所等」という。）において、利用者に対するサービス提供時の事故等（以下、「事故等」という。）が発生した場合の、事業所等を設置運営する事業者から市への報告の取扱いを定め、事業者自らが事故等の発生要因の検証や再発防止策の検討を行うことで、類似する事故等の再発防止及び利用者に対するサービスの質の向上並びに事業所等の運営の適正化に資することを目的とする。

2 対象

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援）
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、緊急一時宿泊）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- (5) 児童福祉法に基づく指定相談支援事業（障害児相談支援）

3 報告すべき事故等の範囲

事業者は、障害福祉サービス等の提供時に事故等が発生した場合に報告を行うものとする。なお、事業所等外での支援により事故等が発生した場合も含む。

また、事業者の過失の有無は問わないものとする。

事業者が報告を行わなければならない事故等は、次のとおりとする。

(1) 利用者の死亡事故

病気等による死亡で、明らかに事故死とは認められないものは除くが、死因等に疑義（トラブル等）が生じる可能性がある場合には報告すること。

(2) 利用者の受傷事故

受傷（疑いを含む。）により医療機関を受診した場合には報告すること。

(3) 利用者の不法行為

利用者が引き起こした施設内外の不法行為（警察の取り調べを受けた場合）

(4) 利用者に対する職員による虐待（虐待が疑われるものを含む）

- (5) 職員の不法行為のうち、預かり金の着服や守秘義務違反その他利用者の処遇に影響があるもの。
(サービス提供時以外に発生したものを含む。)
- (6) 利用者の行方不明(24時間経過しても発見できない場合)
- (7) その他、(1)から(5)以外の事項で事業者が報告すべきと判断した場合

4 報告の方法

事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族等へ連絡するほか、必要に応じて警察署や児童相談所、各地区保健福祉センターなどへ法令等に基づいた通報等を行うとともに、次により事故等の報告を行うものとする。

なお、事故等の報告は、事故報告書(別紙様式第1号)により行うものとする。

(1) 事故等発生時の報告

事業者は、事故等が発生してから5日以内に、事故等の概要や事故等発生時の対応を第1報として報告する。

(2) 事故等対応後の報告

ア 事故等発生後、利用者等の家族への説明や関係機関等への報告など、一連の対応が終了した時点(事故等発生から30日以内とする)で、事故等の発生要因の検証結果や再発防止策などの検討結果も含めて最終報告として報告する。

イ 入院が長期に及ぶ場合や、利用者または家族等とトラブルになるなど、事故等の一連の対応が終了してしない場合は、終了の見通しを含めて対応状況を第2報として報告する。

一連の対応が終了した場合には、5日以内に報告する。

5 報告先

障がい福祉課事業係とする。

6 施行期日

令和4年10月19日